

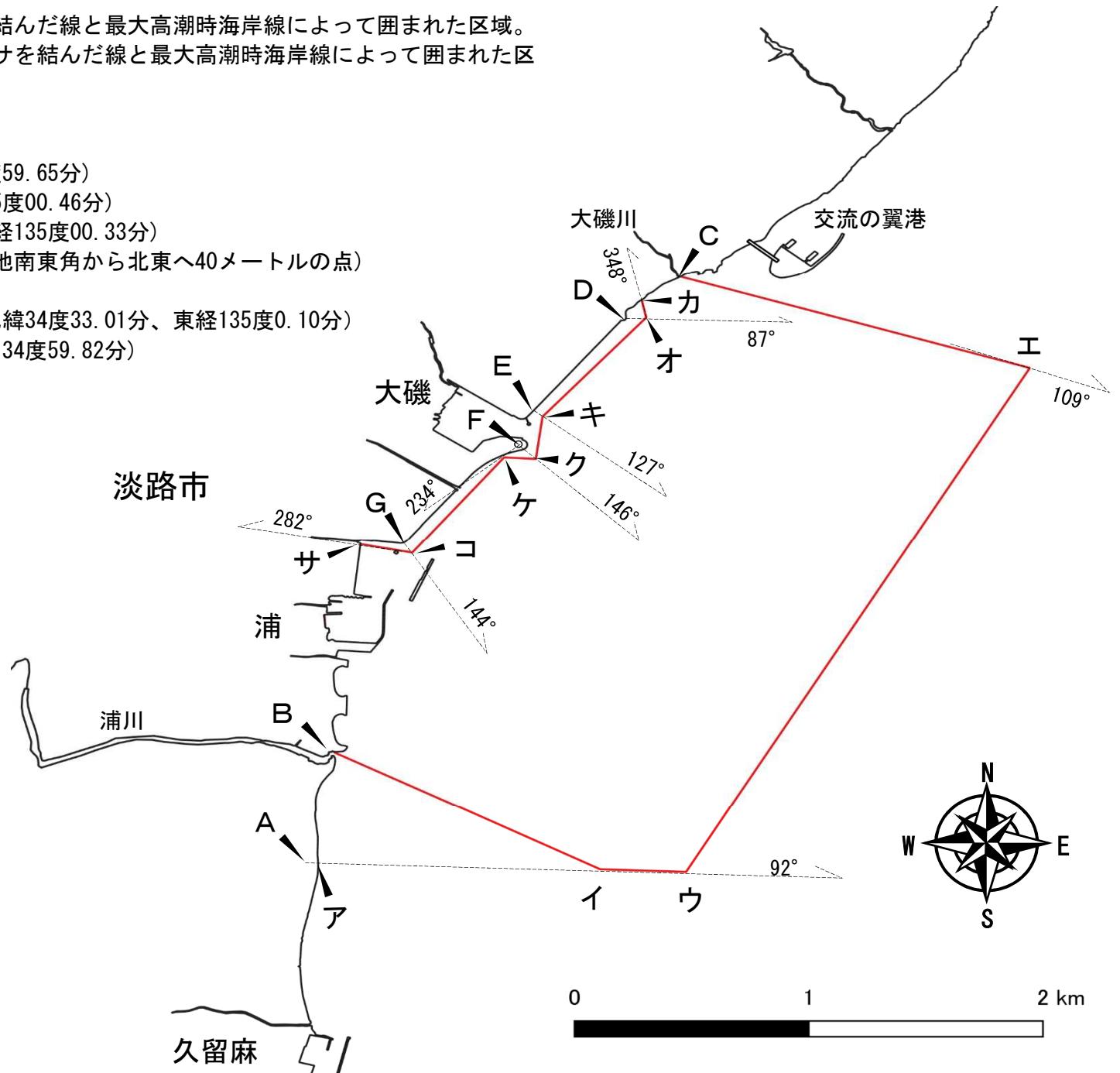
免許番号 共第111号

漁場の位置 淡路市浦川から大磯川に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちB、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。
ただし、カ、オ、キ、ク、ケ、コ及びサを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

点の位置

- A 淡路市久留麻29番地に設置した防衛庁標識跡
- B 淡路市浦川尻左岸（北緯34度32.19分、東経134度59.65分）
- C 淡路市大磯川尻左岸（北緯34度33.40分、東経135度00.46分）
- D 淡路市大磯埋立地北東角（北緯34度33.29分、東経135度00.33分）
- E 淡路市大磯24番地地先大磯埋立基杭（大磯北埋立地南東角から北東へ40メートルの点）
（北緯34度33.05分、東経135度00.12分）
- F 淡路市大磯港淡路フェリー大磯灯台跡中心点（北緯34度33.01分、東経135度0.10分）
- G 淡路市浜埋立地南東角（北緯34度32.73分、東経134度59.82分）
- ア Aから92度の線と最大高潮時海岸線との交点
- イ アから92度1,000メートルの点
- ウ アから92度1,300メートルの点
- エ Cから109度1,300メートルの点
（北緯34度33.17分、東経135度01.27分）
- オ Dから87度73メートルの点
（北緯34度33.29分、東経135度00.37分）
- カ オから348度の線と最大高潮時海岸線との交点
（北緯34度33.33分、東経135度00.36分）
- キ Eから127度38.6メートルの点
（北緯34度33.04分、東経135度00.14分）
- ク Fから146度77メートルの点
（北緯34度32.94分、東経135度00.12分）
- ケ Fから234度94メートルの点
（北緯34度32.94分、東経135度00.04分）
- コ Gから144度52メートルの点
（北緯34度32.71分、東経134度59.84分）
- サ コから282度の線と最大高潮時海岸線との交点
（北緯34度32.73分、東経134度59.73分）



令和5年9月1日 免許

共第111号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日 まで							
海 区		兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第111号		摘 要		

免許番号		共第111号		摘要			
共有漁業権事項							
順位 番号	持分	事 項	順位 番号	持分	事 項	備 考	
	1	淡路市久留麻2205番地の5 森漁業協同組合 淡路市仮屋112番地の1 仮屋漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	淡路市久留麻2205番地の5 森漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		